

# プロイセン1850年憲法教育条項における国家と教会

山本久雄 (学校教育講座)

(平成18年6月2日受理)

State and Church in Elementary Education from Discussion to Amend the  
Constitution Granted by the Emperor.

— Prussia 1849 —

Hisao YAMAMOTO

## はじめに

プロイセンの1850年憲法、とりわけその教育条項の制定に至る経緯を通覧するとき、先ず指摘しうるのは、その制定作業において公教育と宗教との関係、学校の運営への教会の関与のあり方についての見解が大きく変化したことである。以下に見るように、当初は公教育から宗教を排除し、学校の運営から教会勢力を除外しようとの志向が明確であったが、制定作業が進むにつれて学校教育での宗教の重要性が主張され、その運営に教会の関与を認めようとの意見が支配的となってくる。欽定憲法の修正審議をしていた第一院で学校(フォルクス・シューレ)の設立に際しては可能な限り宗派的事情を考慮する、との提案が可決され、結局、第二院においてもそれが支持され、成文化するに至ったことはその象徴的なことである\*1。そのことにより、この憲法は公教育と宗教との関係、学校の運営への教会の関与については基本的に「現実」を追認することとなり、その後、「教育制度全体を規制する一つの教育法律」が成立しなかったことも相俟って、理念的にも実態的にも何ら「現実」を新たに規制するものとはならなかった。このことは、基本的にこの憲法の制定作業が革命の「騒擾」の中で始まり、その「収束」とともに終結したという事情とも相俟って、この憲法の歴史的な性格として先ず押さえておくべきことである。

ただ、草案の作成、審議での個々の条文、或いはその中の語句の提案、追加、削除、決定のもつ意味は、それに関係する具体的背景と照らし合わせて見るとよりリアルに把握できる。条文中の小さな語句の追加、削除の提案でさえも、それに関連する歴史的背景からすると大き

な意味もつことがある。それらの具体的背景を把握しつつ条文の変化・定着を捉えてこそこの憲法の正確な把握が可能となるであろう。

本稿は、当初、学校の監督機関に付せられていた「固有の」(eigen)という形容詞の削除の問題を取り上げ、そのことからこの憲法の制定作業の基本的性格について考察してみたい。これは、学校の監督を担う機関がどのようなものであるべきか、という問題であるが、同時に、学校の「現実」、とりわけその宗教的色彩の如何をどのように捉えるべきかという問題であり、憲法制定のダイナミズムを把握する上で重要な問題である。

## 1 「学校監督」とその担い手

### (1) 「学校監督」

一般に、教室内で教授・学習活動が安定的に行われるためには、教室外での様々な配慮を必要とする。予め生徒、教員の要件を定め、彼らを学校に調達し、学習集団を編制し、教員の役割分担をすること、教授・学習活動の目的を定め、それに則した活動の指針、内容を定め、教員を督励すること、その活動に必要な施設設備、用具等を調達し、維持すること、それらに必要な資金を調達し、支出すること、そして、これらの活動・配慮を統括し、それぞれに必要な指示、督励を与えること等がそれである\*2。学校が公的な性質をもつものとされ、その活動が大規模に展開されるようになると、これらの配慮は公的なシステムを通して行われるようになり、個々の配慮の担い手の間で連携、協力、指揮と服従といった体系的・階層的な関係が構築され、そこに権限と義務といった法的装いが見られることとなる。

「監督」(Aufsicht)とは、Anschützによれば、高次の共同団体(Gemeinwesen)に帰属する権力で、それにより高次の共同団体はそれに服する団体(Verbände)又は個々人の自治的な(selbstverwaltend)活動をその高次の共同団体の目的と利害に一致させるところの権力又はそれを行使する作用・活動である。その場合、監督される者の活動は自律的であるように見えるが、それは限定された自律である。それに与えられている自由は絶対的なものではなく、それは同時に為すべきもの(当為, Sollen)であり、権利であると同時に義務である。監督権力はそれ自体に、監督される者がその義務を果たすのに必要な限りにおいて、しかし、それを超えて随意にそれを管理し(leiten)、又はそれを圧迫し、自身がその地位に就くことなく、監督される者の行政に作用する権利を含んでいる\*3。要するに、「監督」とは、権力のヒエラルヒー構造の中で、上位権力が下位のそれに対して優越的な地位に立ち、下位に位置づくものの作用・活動を自身の目的のために方向づけ、指揮し、強制する権力又はその活動・作用と言いうるであろう。その場合、下位に位置づくものに一定の権限、作用・活動の自由が与えられていたとしても、それは自身に課せられた課題を達成するための、いわば限定され、方向づけられたものである。従って、「学校監督」とは、筆者なりに整理すれば、学校での教育のための上記配慮を統括し、督励する権限又はその活動ということになる。むろん、大規模なシステムの中ではそれ自体がヒエラルヒー構造をなすこととなる。

## (2) 「学校監督」の担い手

プロイセンにおいては、この「学校監督」は基本的に国家の権限だとされているが\*4、その実際の活動・職務の多くは聖職者によって担われていた。ここではその一例を三月革命直前(1845年)に制定された「プロイセン州初等学校令」で一瞥しておこう。

そこでは監督の詳細は以下のように定められている。即ち、農村では初等学校に対する第一次的監督(die nächste Aufsicht)は学校パトロン、最奇りの牧師(司祭, Pfarrer)、学校理事会(Schulvorstande)が行う(第28条)。学校パトロンは学校理事会に投票権をもって出席し、その司会をする(第29条)。学校理事会は教区の牧師(司祭)、校区の

ゲマインデの理事(Ortsvorsteher)、ゲマインデの家父2ないし4人から成り(第31条)、その職務として学校制度の外的秩序の管理、それに関する諸規定の遵守のための配慮と上級官庁への報告、学校外での子どもの道徳的振る舞いの監視、就学の督励、学校の試験、新任教員の就任式その他の儀式への臨席、学校財産の管理、学校をめぐる裁判に際して当事者となることが挙げられている(第32条)。牧師(司祭)には、「学校の地方視察者として」(als Lokal-Inspektor der Schule)学校制度の内的なこと(das Innere)、即ち、指導(Unterweisung)、教授法、教育課程(Lehrplan)の実施に関する命令、教師の職務遂行の監督がその職務とされている(第33条)。郡視学(Kreis-Schulinspektor)は、通常、教区監督(Superintendent)、主席司祭(Erzpriester)、管区司祭(Dekane)がつとめ(第35条)、学校理事会構成員及び地方視学(Lokal-Schulinspektor)としての牧師(司祭)を監督し、担当区域(Bezirk)の学校を訪れ、教員と生徒を試験し、その試験結果、学校監督についての牧師(司祭)の活動、学校理事会の活動の状況を県庁(Regierung)に報告する。また、教員の欠員を県庁に報告し、臨時に任用する(第34条)。県庁はその管轄区域のすべての初等学校の上級監督(Oberaufsicht)と指揮(Leitung)を行う。なお、都市の初等学校の監督については都市条令及び1811年6月26日の訓令によることとされている(第36条)\*5。ここでは、形式上、個々の学校レベルに地方視学、郡レベルに郡視学、県レベルに県庁という監督機関が置かれ、それらが階層構造をなして監督の機能を担うこととなっているが、地方視学、郡視学はそれぞれ牧師(司祭)、教区監督(主席司祭、管区司祭)が兼ねることとされ、しかもこれらは教会組織上のヒエラルヒーと対応することとなっている。つまり、学校監督はこれらのレベルではそれぞれ聖職者が兼ね、学校監督のヒエラルヒーは教会組織のヒエラルヒーにほぼ対応していた訳である。

## 2 初期の憲法構想

### (1) 国民議会憲法委員会草案

上記のように、この憲法の制定作業の初期の段階では、公教育から宗教を排除し、学校の運営から教会勢力を除外しようとの志向が明確であった。別稿\*6で取り上げた

ように、国民議会憲法委員会草案（1848年7月26日）は当該条文を以下としていた。

「公的なフォルクス・シューレ、その他のすべての教育機関は、固有の官庁の監督（Aufsicht eigener Behörden）下にあり、すべての教会の監督から免れる。」

この条文の提案理由をWaldeckは次のように述べている。

フォルクス・シューレ及び全教育制度に対する監督は固有の官庁に委ねられるべきである。この官庁への任命に際しては、（学校の）監督の能力（Befähigung）が考慮されねばならない。その能力はいつも説教師その他の宗教団体の奉職者に見られる訳ではない。彼らの中にはそれ自身としてフォルクス・シューレの監督のために何の使命感（Beruf）ももたず、その監督を全く行っていないものもある\*7。

これが意味するところは、学校監督は教会から引き離され、「固有の官庁」に委ねられること、その官庁は教会の機関であってはならず、それは「固有の」、即ち、教育制度の領域でのみ権限をもち、教会の事柄については何も関与しない、「特別の」官庁であること、それには聖職者が任ぜられてはならない、ということである\*8。その趣旨は、教会と学校を明確に区別することであり、それは単に教会それ自体から教育制度の監督に際しての関与の権利を奪うだけでなく、聖職者からも、公的な教育行政の官庁で職務を行う法的な資格を奪うものである。かくして、ここに学校監督の純粋な世俗性が宣言されているのである\*9。また、後に欽定憲法の宗教、教育条項について政府から出された「説明」\*10では、その憲法委員会草案は「公的なフォルクス・シューレから宗教教授を除外し、それは学校の外で、当該宗教団体の聖職者によって実施されることとしている」とされている\*11。

この憲法委員会の見解は、教育制度・行政の独立、教会制度・行政からの分離の系譜に位置づくものである。プロイセンでは19世紀初頭に至るまで学校行政は基本的に宗教行政担当官庁によって担われ、しかもそれは宗派別に編制されていた。18世紀末に高等学務委員会（Oberschulkollegium）なる教育行政のための中央組織が作られるが、それは、事実上、ルター派の学校のみを対象とする組織で、改革派、ユダヤ教、新領土のカトリックの各学校には何ら影響力をもたず、また、少ないス

タッフ、予算で、到底、プロイセン国家の中央教育行政官庁としての実態を備えていなかった\*12。その後、全宗派の学校を対象とする実質的な中央教育行政組織として、1808年に内務省に宗務・公教育局（Department des Kultus und des öffentlichen Unterrichts）が作られ、1817年にそれが宗務・教育・医事省（Ministerium der Geistlichen-, Unterrichts- und Medizinangelegenheit、以下、文部省）へと昇格した。そこには、福音派宗務、カトリック宗務、教育、医療を担当する内部部局が置かれ、それぞれ職務を分担した。この時期には地方行政制度も整えられ、初等教育は主として県庁（Regierung）の所管とされた。ただ、中央レベル、中間レベルでは組織・機能の分離・独立はこのように進捗を見せるが、その組織の末端レベルでのそれ、とりわけ機能上のそれは学校監督者を聖職者が事実上兼務することにより不十分であったことは上記のとおりである。いずれにせよ、この「固有の」の語により、上記の「現実」に照らすと、多くの場合は新たに「専任の」学校監督機関を置かねばならないこととなり、それは学校監督の現実、学校の現実に大きな変化をもたらす筈であった。

## （2）「固有の」の存続

この「固有の」は、憲法の制定作業の中で、次第に学校教育での宗教の重要性とその管理への教会の関与の必要性が主張されるが、暫く存続する。即ち、その後の中央分科会案（1848年10月）は、憲法委員会案が公表された後で各方面から寄せられた、その脱宗教、脱教会の傾向に対する反対の声に押されて「中道の道」をとり、「宗教科」をフォルクス・シューレの正規の教科として認知し、それへの教会の関与を明確に認めている。その草案は以下であった。

「公的フォルクス・シューレ及びその他すべての教育施設は、固有の、国家によって指名された官庁の監督（Aufsicht eigener, vom Staate ernannter Behörden）に服する。」

これはそのまま欽定憲法の関係条項として採用されている。

## 3 「固有の」の削除とその意味

### （1）削除

欽定憲法第20条の条文から、学校監督の機関に付せられていた「固有の」(eigen)を削除しようとの提案が出され、審議されたのは第二院本会議においてである。1849年11月16日の第55回本会議は欽定憲法第2章(第17条から23条、教育条項)の審議にはいる。そこではまず、本会議での審議に先立って欽定憲法の修正について検討していた同院憲法改正委員会(Kommission für Revision der Verfassung)の検討状況が報告員・議員Kellerより報告され、その後、多数の修正動議が出されるが、その中で、議員Kleist-Retzowより20条の条文より「固有の」の語の削除の修正動議が出され、それが審議されることとなった<sup>\*13</sup>。その問題を含む第20条に関する審議は11月19日の第56回本会議で行われた。なお、これに関する第一院の決議は「すべての公的私的教育施設は、固有の、国家によって指名された官庁の監督に服する。」であり、第二院憲法改正委員会の提案もそれと同じであった<sup>\*14</sup>。また、第二院本会議では欽定憲法第20条のこの部分については予め以下の修正提案が出されていた。

「フォルクス・シューレは固有の官庁の監督に服し、それが宗派別学校であるなら当該宗教団体の共同監督に服する。」(議員Reichensperger)<sup>\*15</sup>

「公的フォルクス・シューレは、固有の、法律によって規定された官庁の監督に服する。」(議員Groddeck)<sup>\*16</sup>

「固有の」の削除に関しては、まず、文相Ladenbergが意見を述べた。曰く、

「一面で国家がフォルクス・シューレにおいて適切な教授を配慮する権利と義務をもつこと、また、他面で国家がその上級監督によってその権利義務を適切に行使し、果たすことができるように作用する手段を手中にせねばならないのであれば、フォルクス・シューレは必然的に国家の上級監督に服さねばならない、ということは、これまで多様に論じられてきた。・・・私は(条文中の)『固有の』を削除することが目的にかなない、改善することになることを認めねばならない。何故なら、国家に何故いかなる状況においてもこの一つの固有の官庁をその目的のために定めておく(konstituieren)義務が課せられ

ているかは察知され得ないからである。それは単に経済的關係において疑念が生じるだけでなく、教会が(学校に)本質的な関心をもっている限りにおいて、他の関係においてもそうである。国家にとって重要なことは、単にその目的のために設置された機関のみが利用されるということではない。この関係においては私は、国家がこの監督の關係において聖職者を用いてきたという慣行(Gebrauch)のみを挙げよう。その聖職者は、しばしば個々の地方においては唯一の適任者(Befähigten)であった。

仮に条文がそのまま存続するなら、国家は聖職者を共同監督(Mitaufsicht)のために利用する権限をもたない、との推論が可能であろう。『固有の』が削除されるなら、国家が他の、特別にこのために任せられたのではない官吏も、そして、そのために能力あるとされた者も、従って、聖職者も用いる権限をもつことは疑いないこととなる。それ故、『固有の』が削除されることを望む。<sup>\*17</sup>

ここでLadenbergは、学校に対する監督権限が最終的に国家に帰属するのは当然であるとしても、それを行使する機関を「固有の官庁」とせねばならない理由は不明確である、そこから「固有の」を削除すると、多様な人材を、従って聖職者も学校監督に充てることが可能となる、と述べている訳である。これは、憲法の制定過程でフォルクス・シューレに次第に宗教色が濃厚となり、そこに教会の関与を認めていこうとの趨勢が明らかになる中で、従来の、聖職者が学校監督にあたるという慣行に十分配慮するものである。それは実務者としての現実的対応とも言える。

続いて、前掲の修正動議の提出者Kleist-Retzowが発言した。曰く、

「国家が最終的に学校に対する監督を行う、との原則は、私は完全に承認する。しかし、このことは一つの共同監督が他の要素によっても行われるということは除外しない。・・・ここで確定されるべきは、国家がそのような監督権限をもつこと自体であり、それは削除され得ない。国家は教育(Erziehung)に本質的な関心をもち、子ども(Jugend)は国家のために学校で教育を受け、そこから国家に卒業していくからである。国家はまた唯一

の、その統一性によってすべての個々の糸を手中に束ね、集中することのできるものである。・・・(20条の) 条文に含まれている原則の一つは、監督を委ねられている官吏の活動はそれにもみ向けられるべきであるということである。その(官吏の職務遂行のあり方を定める) 原則は純粹に行政(Verwaltung)の所管事項(Sache)である。他の活動をしない官吏のみがそれ(即ち、学校監督、山本)を委ねられるうる、と規定したなら、それは行政を侵害することになる。・・・21条及び11条について、我々は以下の点で一致している。即ち、学校と教会は分離されてはならないということ、それ故、教会も国家と同様に学校に対する監督を行わねばならないということである。それ(監督)は多様な人物によって行われうる。このこと(即ち、監督が『固有の』官庁によってのみ行われる、ということ、山本)によってまさに容易に分裂と摩擦(Reibung)が生じる。そして、仮に教会と国家がともに満足し、その関心が完全な人物を発見することができたとしても多額の経費がかかってしまう。諸君がこのことが行われる可能性を保持したいと欲し、そのことが目的にかなっていると認めるなら、憲法中から『固有の』の語を削除すべきである。具体例を挙げてみよう。仮に人口5000人の郡(Kreis)のうち4000人が福音派で1000人がカトリックであるとする。その逆でもよい。この郡に一人の視学(Schul-Inspektor)が任ぜられるとすると、それは福音派であろうか、カトリックであろうか。(どちらか一方の宗派の人物が任用された場合、)他の宗派は権利を侵害されたと感じるであろう。すべての宗派のために、むしろ少数派のためにも、一人の(専任の)視学が任用されるべきだとすると、それは経費の故に実行不能となろう。それ故、多数派のためには一人の専任の視学を任用し、その他には監督を、有能ですべての部分にふさわしい確実性を与える一人の聖職者(ein geeigneter und allen Theilen gehörige Sicherheit gebender Geistliche)に委ねることは目的にかなうことになろう。・・・」\*18

このKleist-Retzowの所論は、やはり国家の監督権限を認めつつ、その監督を担う機関・官庁に「固有の」を付すると、経済的困難が生じる、行政府の権限を侵害することにもなる、この「固有の」を削除し、状況に応じ、

多様な人材・機関がその監督を担いうる可能性を残しておく方が目的にかなう、というものであった。基本的に、文相Ladenbergの意見と同旨である。

その後、第二院本会議は採決により、第一院の決定、第二院憲法改正委員会の提案、Reichenspergerの提案、Groddeckの提案をいずれも否決し、第二院憲法改正委員会の提案の条文から「固有の」を削除するとのKleist-Retzowの提案を可決した\*19。そして、両院の決議内容が異なったことによる第一院での再議(1849年12月12日、第88回本会議)において、文相Ladenbergは再び以下のように述べた。曰く、

「『固有の』の削除に関しては私は第二院の決定を支持したい。この語が存続したままだと、これまでの経験上、容易に、その官庁は『専らの』(ausschliesslich)ものとならねばならないということとなる。その一方で、政府はしばしば、既に他の職を担っている人物、それは主として聖職者であるが、に学校監督を委託するという状況に置かれている。そのことが妨げられないために、『固有の』の表現を避けることは望ましいように思われる。」\*20

この文相の意見表明ののち、直ちに採決が行われ、「すべての公的私的的教育施設は、国家によって指名された官庁の監督に服する。」が可決された\*21。ここにおいて、学校監督業務における聖職者の使用を禁止した国民議会憲法委員会の見解は破棄されることとなった。

## (2) 国家の監督権限

このように、監督機関に付せられていた「固有の」は削除されたのであるが、それはあくまでも国家の監督権限を前提としてのことであった。従って、それは国家による指名を羈束する要件としてのそれが削除されただけであって、学校への監督権限自体を教会に与えたものではなかった。それは、先ず、学校への教会の共同監督(Mitaufsicht)を主張する以下の第一院での提案及び第二院での上記の提案がそれぞれ否決されたことから伺われる。

「キリスト教の二大宗派のための、又は双方に共通のフォルクス・シューレにあっては、当該教会の代表

がその監督に参与する。」を欽定憲法の当該条文に追加（提案者Bethmann-Hollweg）。

「一つの宗教団体のために規定されているフォルクス・シューレにおいては、その代表者がその地域の学校官庁の職務（Geschäften der örtlichen Schulbehörde）に参与する。」を欽定憲法の当該条文に追加（提案者Delius）\*22。

学校に対する監督権限が基本的に国家にのみ帰属し、教会が公的な学校についてもその権限は国家の委託、授權によるとの主張は、この憲法の制定過程で、文相Ladenbergが再三にわたって述べている。

「監督権は、学校に対する国家の地位から生じるものである。即ち、国家が国民の政治的成熟のための教育を發展させるために配慮することを引き受けたとするなら、それをどのように実行していくかは国家に留保されねばならないからである。その際、国家は教会の共同権を完全に認めている。このことは、一般的に、宗教教授が教授の統合された一部分（ein integrierender Theil des Unterrichts）である限り、また、宗教的な教授が一般的な教授とともに将来もフォルクス・シューレにおいて教えられねばならない教材であるから、不可欠である。ここから、教会の機関（Behörde）に、この関係において行われている教会と国家との分離の結果、宗教教授に対して特別な監督権が帰属せねばならないということとなる。その際、宗教的教育（Erziehung）も直接の宗教教授以上の広い範囲をもっていることは注目されてよい。しかし、直接の権利から教会は教授にそれ以上に干渉する権限をもっている訳ではない。教会は権利を認められているが、それは教会に、それが要求できるものについて協働の権能が認められている限りにおいてである。他面、政府はその監督権を強く主張せねばならない。

どのような範囲で教会が協働の権限をもつか、また、それを超えて協働させるとしたらどのような範囲が適切かについての議論に際しては、人は先ず学校の組織に眼を注がねばならない。学校は先ず直接の地方監督の下に置かれねばならない。その監督は内的事項・外的事項に関係し、それについては学校に利害関係をもつすべての正当な要素が参与せねばならない。その要素とは、家庭

における教授・教育の代理をつとめる学校においては国家であり、教会であり、そして、ゲマインデである。これらは必然的に学校理事会（Schulvorstand）の一つの代表となり、それ故、必然的にPfarrerはそのメンバーとなる。その限りにおいて、教会の協働は認められる。それはさらに進むことができるであろう。外的事項、内的事項のための配慮は学校理事会において行われねばならない。この内的事項は、教育法律によれば学校理事会の所管事項である。しかし、それはゲマインデ又は教会の委託によるものではなく、独り国家の委託によるものである。」（1849年10月6日、第一院本会議）\*23

「教育制度に対する上級監督権は、あらゆる分野において政府に留保されねばならない。それは、政府に、教授に対して十分に配慮することが義務づけられているからである。この義務に、一般的な上級監督的な活動の権利が必然的に結合している。国家の側の上級監督に対しては、教会の作用がその限界を設定されている以上、教会はその観点からも異議を唱えることはできない。国家は、教会に比してさらに課題を負っている。既に述べたことだが、教育法律で定めようと意図していることは、それぞれの聖職者も参加することになる学校理事会（Schuldeputation）が作られ、学校の内的事項についての地方監督（Lokalaufsicht）がその学校理事会に、特に、そのために指名された構成員に委ねられること、しかし、教会それ自体にそのような地方監督が委ねられていると考えられてはならないこと、国家の委任により教会の協働によりその地方監督が行われるということである。ここに、国家が教会に対して行う委託の論拠がある。」（1849年10月8日、第一院本会議）\*24

「政府はまさに無条件に要求されねばならないこと、即ち、教授の上級管理と、基本的に教会に委ねねばならないことは区別している。この教授の管理は国家の管掌事項であらねばならないが、それは、国家はその存立の諸条件及びその本質的力を教授の中に見いだしているからである。国家はそのために配慮せねばならず、そのための責任を負っている。ただ、たとえ国家が原則に照らして教授における上級管理を教会に対して承認することができないとしても、国家は、教会が要求できるもの、

つまり、単に宗教的教授だけでなく、宗教的教育 (Erziehung) については喜んで叶える。詳細は個々の事項について論じるが、政府は教育法律において宗教的要素を学校にさらに浸透させる手段を規定する所存である。それは宗教的諸団体によって、それに帰属する権限の帰結として行われうるものである。国家は目的にかなった、そして自然の結びつきにおいて学校においても固有の宗教教授を超えて教会の機関を利用することができる。しかし、それはただ国家の権利によるものであり、教会の権利によるものではない。」(1849年11月16日、第二院本会議) \*25

「(欽定憲法第21条の) 内容は、国家が法的に秩序づけられゲマインデの関与のもとで有資格者の中から公的フォルクス・シューレの教員を任命するということである。欽定憲法では、道徳的技術的資格を当該国家官庁に予め示した教員の選考はゲマインデの権限とされていた。この規定は国家の上級監督の帰結であり、正当に第一院の決定及び本院憲法改正委員会の提案に踏襲されている。教員任命権は上級監督権の帰結であり、このことは、国家に教員任命権が、その権利に基づいて、また、ゲマインデの選考に基づいて与えられていることにより首尾一貫したものとなっている。・・・国家は教授 (Unterricht) に対して大きな (allergrößt) 利害関心をもっている。教授は国家に対して国民 (Nation) を教育する。国民は国家を支え担わねばならないものである。国家から教授への影響力が奪われたなら、国家は直ちに消失する。」(1849年11月19日、第二院本会議) \*26

### おわりに — 「固有の」削除の意味 —

こうして「固有の」は削除されたのであるが、このことはおおよそ二つの意味をもつと思われる。一つは、前にも触れたが、このことは国家の監督権限を前提としつつ、国家がその権限を他機関に委任する、或いは他機関を監督機関として指名する際の制限が撤廃されることを意味し、形式上は国家の裁量の余地を拡大することを意味する。結果的にはこのことにより、国家は「現実」に即応した監督行政の組織化が可能となり、急激な組織原理の変更による現実の混乱を回避することが可能となった。このことは、この憲法が革命の「騒擾」を契機に制

定に着手され、その鎮圧・収束とともに確定したという事情と関連している。この学校監督に関する「固有の」の削除の問題はまさにその具体的現れであり、この憲法の基本的性格がそこに投影している。

他方、そのことは、教会からの学校の分離・独立、教育の独自性の明確化にとっては実質的に阻害要因となった。中央レベル、中間レベルで教育行政組織が教会行政のそれと分離し、次第に独立性を獲得していたことは前に触れた。また、各地で教員団体が作られ、その集會が開催されていた。これらは、個々の教員に次第に共属意識を育み、その活動の独自性を自覚させたであろう。さらに、1853年時点でプロイセン全土で58校の教員養成機関が存在し\*27、独自の養成教育が展開されるに至っていた。世は次第に学校教員の活動の独自性を認識する趨勢となっていた。その中でこの「固有の」の削除により、個々の教員の活動は聖職者の直接の監督に晒される可能性が残り、その独自性の獲得にとって阻害要因となったのである。

## 注

- \* 1 その間における事情については、拙稿「1850年憲法制定議会における学校の宗派別編制問題 — 第一院本会議、議員 Brüggemann と文相 Ladenberg —」（愛媛大学教育学部教育学論集 第17号、2006年3月）を参照されたい。
- \* 2 プロイセンにおいては、これら「配慮」は、学校の「内的事項」（Innere Angelegenheit）、「外的事項」（Äußere Angelegenheit）という概念で分類されてきた。これは、元来、教会の管理を定めた教会法に淵源するものだが、学校管理における権限の配分に際してもしばしば援用される。学校の「内的事項」とは上記「配慮」のうち、学校の内的生活、即ち、授業、教育課程、教授方法、就学（Schulbesuch）、学校規律（Schulzucht）に関することのすべてである。これらは学校の目的に直結し、多様な配慮の中心に位置する。それに対して「外的事項」とは、学校の設立、維持、装備及び財産に関することであり、それは、本質的に、学校での教授・学習活動の展開に必要な前提条件及び手段を整え、調達することである（Gerhard Anschütz, Die Verfassungs-Urkunde für den Preußischen Staat vom 31. Januar 1850. Ein Kommentar für Wissenschaft und Praxis, Erster Band. 1912(Neudruck 1974) S.411。また、若干表現は異なるが、C. von Bremen, Das Schulunterhaltungsgesetz vom 28. Juli 1906 nebst den Ausführungsanweisungen aus den amtlichen Materialien und aus dem bisherigen Recht. 1908, S.111, Edger Loening, Die Unterhaltung der öffentlichen Volksschulen und die Schulverbände in Preussen. IN: Jahrbuch des öffentlichen Rechts der Gegenwart. Bd. 3. 1909. S.81）。
- \* 3 Anschütz, a. a. O., S.409-410
- \* 4 一応の法的規範性をもっていたALR（1794年）は「公的な学校施設及び教育施設はすべて国家の監督下にあり、いつも国家による検査（Prüfungen）と巡察（Visitationen）に服していなければならない。」（第9条）としていた。
- \* 5 Ludwig von Rönne, Das Unterrichts-Wesen des Preußischen Staates. Bd. 1. 1855(Neudruck 1990). S.108-109
- \* 6 上掲拙稿, P.38 以下
- \* 7 Protokolle der von der Versammlung zur Vereinbarung der Preußischen Staats-Verfassung ernannt gewesenen Verfassungskommission. Gesammelt und für den Handgebrauch zusammengestellt von K. G. Rauer, Verlag von Carl Heymann, Berlin 1849 S.125
- \* 8 Anschütz, a. a. O., S. 399-400
- \* 9 ただ、どの機関が「固有の官庁」とみなされるべきか、二つの世俗の権力のうち、国家とゲマインデのうちどれが学校監督の担い手か、学校は国家の事項(Sache)かゲマインデの事項かという問いは、Waldeck は「多義的で、従って、実際の帰結においては不毛の文言」（der vieldeutige und daher im praktischen Erfolge unfruchtbare Satz）として意図的に避けたとしている。なお、Waldeckの提案理由は「教育課程の中で学童に対し、学童が属する宗教団体の聖職者によって宗教教授が行われるための十分な時間が与えられることは良きことである。」としている（Rauer, a. a. O., S.124-125）。
- \* 10 Erläuterungen, die Bestimmungen der Verfassungsurkunde vom 5. Dezember 1848 über Religion, Religionsgesellschaften und Unterrichtswesen betreffend, Berlin, 1848, herausgegeben und eingeleitet von A. v. Ladenberg
- \* 11 Rönne, a. a. O., S. 230から再引。
- \* 12 Wolfgang Neugebauer, Absolutischer Staat und Schulwirklichkeit in Brandenburg-Preussen. Berlin 1995 S.105
- \* 13 審議の状況は第二院本会議速記録Stenographische Berichte über die Verhandlungen der durch Allhöchste Verordnung von 30. Mai 1849 einberufenen Zweiten Kammer. Dritter Band, Berlin 1849（以下、Sten. Ber. II. Bd.3と表記）による。Ebd. S.1203
- \* 14 Sten. Ber. II. Bd.3 S.1197
- \* 15 Sten. Ber. II. Bd.3 S.1201。これには以下の提案理由が付せられている。「宗派別学校における当該宗教団体の共同関与は不可欠である。何故なら、その学校はそのことによってのみ使命を達成でき、信頼を得ることができるからである。」
- \* 16 Sten. Ber. II. Bd.3 S.1200
- \* 17 Sten. Ber. II. Bd.3 S.1229
- \* 18 Sten. Ber. II. Bd.3 S.1229-1230
- \* 19 Sten. Ber. II. Bd.3 S.1231-1232
- \* 20 Stenographisches Berichte über die Verhandlungen der durch das Allerhöchste Patent vom 5. Dezember 1848 einberufenen Kammern. Erste Kammer. Bd.4, 1849. S.1959
- \* 21 Ebd.
- \* 22 1849年10月6日の第一院本会議で。Stenographisches Berichte über die Verhandlungen der durch das Allerhöchste Patent vom 5. Dezember 1848 einberufenen Kammern. Erste Kammer. Bd.3, 1849（Sten. Ber. I. Bd.3と表記）S.1041-1042。前掲の拙稿、43ページ。
- \* 23 Sten. Ber. I. Bd.3 S.1054-1055
- \* 24 Sten. Ber. I. Bd.3 S.1074
- \* 25 Sten. Ber. II. Bd.3 S.1206
- \* 26 Sten. Ber. II. Bd.3 S.1233
- \* 27 Rönne, a. a. O., S. 387